

2017年9月29日 全10頁

# 民法（債権法）改正で実務はどう変わる？①

## ～お金の貸し借りにまつわる場面

金融調査部 研究員  
小林章子

### [要約]

- 2017年5月26日、「民法の一部を改正する法律」が成立し、同6月2日に公布された。いわゆる「債権法」の改正である。
- 具体的に企業が消費貸借契約を結ぶ（お金の貸し借りをする）場面を想定すると、留意すべき改正点は、①契約書である消費貸借契約は合意時点で成立すること、②事業用融資に個人保証を付ける場合、公正証書の作成が義務付けられるなど個人保証人の保護が強化されたこと、③法定利率が当初年3%・3年毎に見直しの変動制とされたこと、④譲渡しない特約がある債権も原則譲渡が可能になったこと、などが挙げられるだろう。
- 改正内容には、法定利率など根本的な見直しもあるが、従来、判例や業界ルールなどで取り扱われてきた実務を改めて法律で規定した（明文化した）にとどまるものも多い。企業には、改正が自社の業務にどう関係するのかを十分検討した上で、必要に応じて社内ルールの見直しなどの対策をとることが求められる。

### 目次

1. 消費貸借契約の見直し～契約書による消費貸借契約は合意時点で成立.....	2
2. 個人保証の見直し～個人保証人の保護の強化.....	3
(1) 事業用融資の個人保証には原則として「公正証書」が必要に.....	3
(2) すべての個人根保証には「極度額（保証の上限額）」の設定が必要に.....	4
(3) 保証人への「情報提供義務」の創設～主債務者の財産状況の説明などが必要に.....	5
3. 法定利率の見直し～「当初年3%・3年毎見直しの変動制」に統一.....	6
4. 債権譲渡の見直し～「譲渡制限特約」付きの債権も譲渡が可能に.....	8
(1) 「譲渡制限特約」付きの債権も原則譲渡が可能に.....	8
(2) 将来発生する債権（将来債権）を明文で規定.....	10
5. 改正民法の施行日と適用日（経過措置）～改正民法はいつから適用？.....	10
(1) 施行日.....	10
(2) 適用日（経過措置）.....	10

## 1. 消費貸借契約の見直し～契約書による消費貸借契約は合意時点で成立

事例1：金属加工業を営むA社は、B社との間で元本1,000万円の金銭消費貸借契約を結ぶことにした。利息は年3%、返済期限は1年後とした。10月1日に同日付の消費貸借契約書を取り交わし、10月10日に実際のお金の受け渡しを行った。



現行の民法では、消費貸借契約は、借主が同種・同等・同数のもので返還することを約束して（返還の合意）、貸主から金銭などを受け取る（金銭などの交付）ことで契約が成立するとされている（要物契約、587条）。したがって、事例1では、A社とB社との消費貸借契約は、実際にお金の受け渡しがされた10月10日に成立することになる。この場合、お金の受け渡しの前の時点では契約が成立していないため、仮にB社が合意どおり10月10日に1,000万円を貸さなかった場合、A社は契約に基づいて1,000万円を貸すようB社に請求することはできない。

改正民法では、「書面<sup>1</sup>とする消費貸借契約」つまり契約書が作成されている消費貸借契約に限定して、引き渡しの合意と返還の合意があれば、お金などの受け渡しがその時点でなされていなくても、合意の時点で消費貸借契約が成立することとした（587条の2）。事例1では消費貸借契約書が作成されているので、A社とB社の間で契約の合意があった10月1日に契約が成立し、仮にB社が合意どおり10月10日に1,000万円を貸さなかった場合には、A社は契約に基づいて1,000万円を貸すようB社に請求できる。また、実際にお金などを受け取るまでは、借主は契約を解除できることとされた（587条の2第2項）。ただし、借主は解除により貸主に発生した損害を賠償する必要がある。

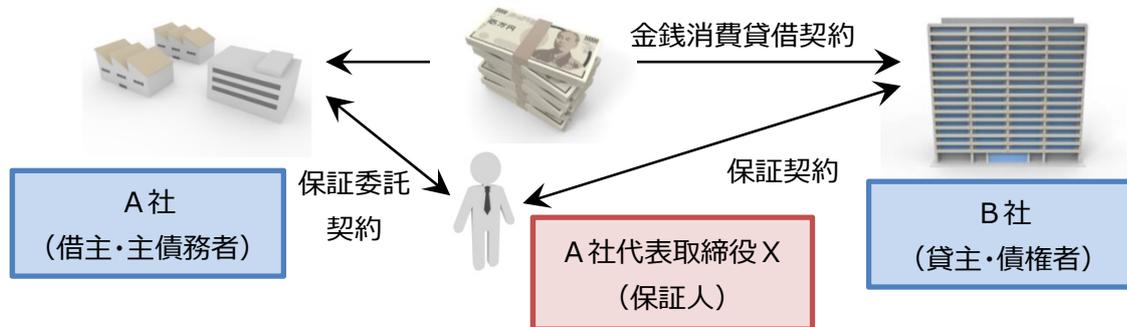
現行でも、契約書が作成されているか否かにかかわらず当事者の合意で契約が成立する「諾成的消費貸借契約」が判例上認められている<sup>2</sup>。したがって、この改正は、従来も判例により認められていた諾成的消費貸借契約を「契約書が作成されている消費貸借契約」に限定して明文で認めたものとどまる。実務への影響は大きくはないと思われるが、民法の条文として規定されたことでより諾成的消費貸借契約の利用がしやすくなるとはいえるだろう。そのほか、必ずしも契約書が作成されるわけではない個人間や法人・個人間の消費貸借契約について、間接的に契約書の作成が促されるという効果も考えられるだろう。

<sup>1</sup> なお、「書面」とあるが、「電磁的記録」（電子メールなど）でもよいとされている（587条の2第4項）。

<sup>2</sup> 最高裁昭和48年3月16日金法683号25頁。ただし、民法に規定されている「消費貸借契約」としてではなく、民法に個別の規定がない契約（無名契約）として認める内容となっている。

## 2. 個人保証の見直し～個人保証人の保護の強化

事例2：事例1のA社は、B社との間で元本 5,000 万円の金銭消費貸借契約を結ぶ予定であったが、信用力が不足していたため、B社から保証人を求められた。A社は協議の結果、A社の代表取締役のXを保証人にすることにした。



### (1) 事業用融資の個人保証には原則として「公正証書」が必要に

Xを保証人とするためにはどのような手続きが必要だろうか。現行の民法では、保証契約は書面である必要があるものの（446条2項）、原則としてそれ以外の要件は規定されていない。事業用融資の場合でも、原則として保証契約書を作成しさえすれば保証人とすることができる。ところが、事業用融資は高額になりやすく個人が返済するのは困難である一方、しばしば経営者やその親族・友人などが人的な関係から保証人になった結果、高額の返済を求められ生活が破綻する事例が後を絶たず、社会問題となってきた。

改正民法では、個人が、事業のための貸金等債務<sup>3</sup>を主債務とする保証（または根保証<sup>4</sup>）をする場合、公正証書による保証意思の表示が必要になった（465条の6）。公正証書は、保証契約を結ぶ1ヵ月前までに作成しなければならない<sup>5</sup>。保証人になろうとする者は、自ら公証役場に出向き、保証契約の内容（主債務の債権者と債務者、元本・利息・違約金などの定めの有無・内容）と、その全額を支払う意思があることを公証人に口頭で述べ、公正証書を作成してもらう必要がある（465条の6第2項）。したがって、保証人になろうとする者の代理人が出向くことで作成してもらうことはできない。なお、手数料は1通1万1,000円が予定されている。

この公正証書要件については、会社の経営者による保証（いわゆる「経営者保証」）やオーナーによる保証は除外されている（465条の9）。すなわち、①法人の主債務者に対して、その理事・取締役・執行役、総株主議決権の過半数を有する者などが保証人になる場合は、公正証書の作成は不要である。また②法人以外の者（個人または組合など）の主債務者に対して、主債務者の共同事業者または主債務者の配偶者で事業に現に従事している者が保証人になる場合も、

<sup>3</sup> 貸金等債務とは、金銭の貸渡または手形の割引を受けることによって負担する債務をいう（改正民法465条の3第1項）。家を借りるときの借主の債務や、身元保証などは含まれない。

<sup>4</sup> 根保証とは、将来発生する不特定な債務の保証をいう。継続的な事業用の融資や、家を借りるときの借主の債務の保証などで利用されている。保証の上限額（極度額）や保証の期間が定められていない場合もあり（包括根保証）、通常の保証と比べて保証人の負担は大きい。

<sup>5</sup> なお、公正証書は施行日前の政令で定める日（公布日から起算して2年9ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日）から作成できる（附則1条3号、21条2項3項）。

公正証書の作成は不要である。例えば事例2では、保証人になろうとするXは主債務者A社の代表取締役であり、「経営者保証」にあたる。したがって保証にあたって公正証書の作成は不要となり、現行と同じく保証契約書を作成すればXを保証人とすることができる。なお、仮にXではなくXの配偶者Yを保証人にする場合、除外事由にあらず公正証書の作成が必要となる。

## (2) すべての個人根保証には「極度額（保証の上限額）」の設定が必要に

個人が根保証人となる根保証契約の場合、現行の民法では、主債務に貸金等債務が含まれる場合に限り、極度額（保証の上限額）の設定が必要とされている。他方、主債務が貸金等債務以外の場合は、極度額の設定がない（保証の上限額がない）根保証契約を結ぶことができる。例えば、事例2で、A社が部品を継続的に買う継続的売買取引や、事務所や工場などの賃貸借契約をする際にXが極度額のない保証人になった場合、長期間の売買代金や賃料の滞納、事故による工場の滅失などが起これば、Xは主債務者A社が支払えない分をすべて被ることになるため、その責任が相当程度高額になる可能性がある。

改正民法では、主債務に貸金等債務を含まない根保証契約（個人根保証契約）にも、極度額の設定が必要になった（465条の2第2項）。つまり改正後は、主債務の内容にかかわらず、個人根保証契約には極度額の設定が必要になり、設定がない個人根保証契約は無効となる。また、極度額は保証人の負う責任の一部について定める（例えば「元本の極度額 100万円」など）のでは不十分で、主債務の元本・利息・違約金・損害賠償の額や保証債務の違約金・損害賠償の額など、責任の一切について定めておく必要がある。

また、現行の民法では、主債務に貸金等債務を含む根保証契約では、元本確定期日（保証期間）が来たり、保証人の破産などの元本確定事由（保証の終了事由）が発生すると、主債務（元本）の金額が確定し、保証人の負う責任の範囲が定まることになっている。他方、貸金等債務を含まない個人根保証契約にはそのような規定がないため、保証人の責任が過大になるおそれがある。

改正民法では、貸金等債務を含まない個人根保証契約について、元本確定事由の規定が設けられた（465条の4第1項）。例えば、賃貸借契約で借借人（主債務者）が死亡した場合、保証人の責任の範囲はその時点で確定し、その後発生した賃料の不払いなどの責任は負わない。

図表1 個人根保証契約の見直し

主債務	貸金等債務を含む	貸金等債務を含まない
契約が書面でされていること	必要	必要
極度額(保証上限額)の設定	必要	不要⇒必要
元本確定期日(保証期間)	原則3年(最長5年)	制限なし
元本確定事由(保証の終了事由)	保証人または主債務者の破産・主債務者または保証人の死亡など	特になし⇒保証人の破産・主債務者または保証人の死亡など(主債務者の破産は含まれない)

(出所) 改正民法を基に大和総研作成

### (3) 保証人への「情報提供義務」の創設～主債務者の財産状況の説明などが必要に

保証人が保証を引き受ける際には、主債務者自身が債務を返済することができる支払能力があるのか、つまり主債務者の財産状況が最大の関心事の一つとあってよい。しかし、現行の民法では、主債務者は自分の財産状況について保証人に説明する義務はない。そのため、保証人は自分に請求がくる可能性（リスク）を十分に把握しないまま、保証人になってしまう事例が少なくない。改正民法では、主債務者が個人に対して、事業用融資（貸金等債務に限られない）の保証または根保証を委託する際には、自分の財産や負債の状況などの財務状況について、保証人に説明しなければならないこととされた（465条の10）。事例2の場合、主債務者A社はXに保証を委託する際、自社の財務状況を説明しなければならない。なお、主債務者が説明をしなかったり、嘘の事実を説明したりした結果として保証契約が結ばれたときは、保証人によって保証契約が取り消される場合がある（465条の10第2項）。

また、保証人にとって、主債務者がきちんと債務を返済しているかどうかという履行状況は重要な関心事であるものの、現行の民法では保証人への説明義務の規定はない。改正民法では、この債権者の保証人に対する情報提供についても規定された。債権者は、委託を受けた個人または法人の保証人から情報を提供するよう求められたときは、主債務の返済の状況（不履行の有無や残額など）について、遅滞なく説明しなければならない（458条の2）。

さらに、主債務者が期限の利益<sup>6</sup>を失ったまま返済がないと、遅延利息が発生して債務の額が増えるため、保証人の負担も増える。保証人にとっては、できるだけ早く立替え返済するなど、負担が増えることを防ぐ機会があることが望ましい。改正民法では、個人の保証人について、主債務者が期限の利益を失った場合、債権者はそのことを知ったときから2ヵ月以内に保証人に対して主債務者が期限の利益を失ったことを通知しなければならないとされた（458条の3）。

図表2 保証人への情報提供義務の一覧

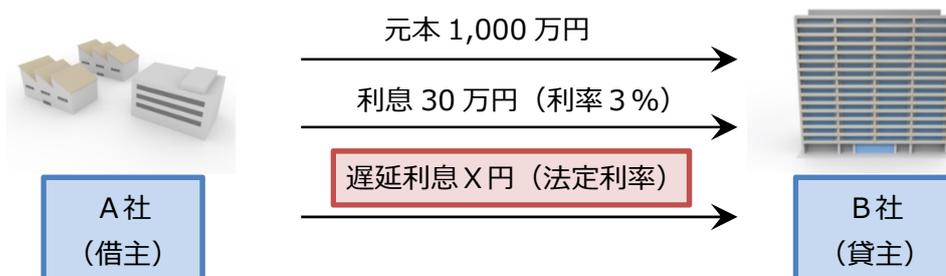
情報提供義務がある者	提供すべき情報	情報提供の時点	対象となる保証人	対象となる主債務
主債務者	主債務者の財産・収支の状況、負債・担保の状況	保証人との間で保証または根保証の委託契約を結ぶとき	保証の委託を受けた個人のみ	事業用融資によるものに限る
債権者	主債務（元本・利息などのすべて）の不履行の有無・残額など	情報提供を保証人から求められたとき	保証の委託を受けた個人または法人	制限なし
	主債務者が期限の利益を失ったこと	主債務者が期限の利益を失ったことを債権者が知ったときから2ヵ月以内	個人のみ（保証の委託の有無にかかわらず）	制限なし

（出所）改正民法を基に大和総研作成

<sup>6</sup> 期限の利益とは、債務は、その返済期限までは返済しなくてよいという利益である。「期限の利益を失う」とは、例えば、1回返済が遅れたときには全額一括払いになるという特約がある分割払いの債務について、1回返済が遅れると、本来ならばまだ支払期限が来ていない分割債務の分についても直ちに支払わなければならないということである。

### 3. 法定利率の見直し～「当初年3%・3年毎見直しの変動制」に統一

事例3：事例1のA社は、1年後、借入金1,000万円の返済期限を迎えた。ところが、A社はその1ヵ月前から手元資金の不足に陥っており、返済できないまま期限を過ぎてしまった。A社とB社の間では、返済期限を過ぎた場合に借主から貸主に支払うべき遅延利息（遅延損害金）の利率については特約がなかった。A社はB社にいくら支払う必要があるか。



A社とB社間の消費貸借契約では、利息について利率年3%の特約がある（約定利率）。したがって、利息については、返済期限に元本1,000万円に加えて利息30万円（＝1,000万円×3%）を返済すればよい。しかし、遅延利息については利率の特約がないため、その遅延利息には（商事）法定利率が適用されることになる。

法定利率とは、契約の当事者間で個別の利率について特約がない場合などに適用される利率である。現行では、民法が適用される個人間の取引などでは年5%の固定金利とされている（民事法定利率、404条）。他方、商法が適用される商人間での取引などの場合、その法定利率は民事法定利率よりも高い年6%とされている（商事法定利率、商法514条）。この現行の法定利率は、実勢金利と比較して高すぎるため引き下げるべきこと、固定金利ではなく実勢金利に合わせた変動制とすべきことなどが議論されてきた。

改正民法では、現行の民事法定利率を引き下げて当初年3%とし、かつ実勢金利を基準とした変動制とすることとされた（404条）。また、商事法定利率は廃止され、商人間の取引などでも民事法定利率が適用されることになった（整備法<sup>7</sup>3条）。変動制の具体的な内容は今後法務省令で定められるが、概要は次のとおりである。

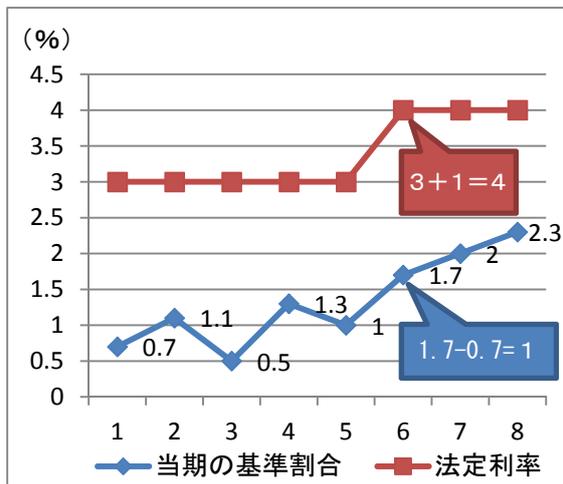
- ① 3年を「一期」として、一期毎に変動を計算する。
- ② 銀行の新規短期貸付（貸付期間1年未満の貸付）の過去5年間の変動を基準に「基準割合」を算出。なお、この基準割合は法務大臣の告示で公表される。
- ③ 当期の基準割合と直近変動期<sup>8</sup>の基準割合とを比較し、その差（1%未満切捨て）を直近変動期の法定利率に加算または減算して、当期の法定利率を算出する。

<sup>7</sup> 改正民法と同日に成立・公布された「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。

<sup>8</sup> 「直近変動期」とは、法定利率の変動があった期のうち、当期からさかのぼって直近となる期をいう。ただし、法定利率が初めて変動するまでは、第1期の基準割合と比較し、その差を第1期の法定利率（3%）に加算または減算して、当期の法定利率を算出する（附則15条2項）。

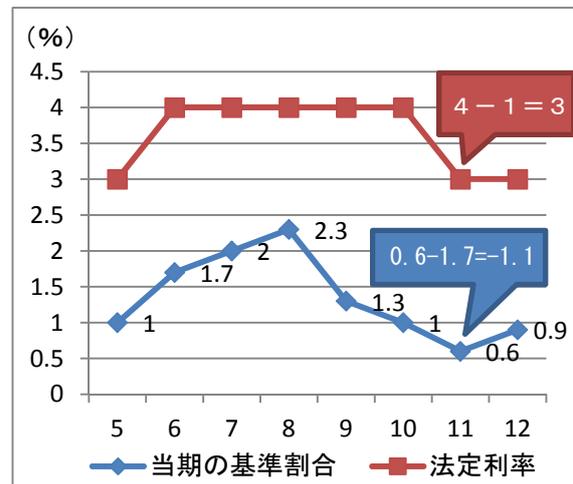
図表3は、基準割合の上昇局面（銀行金利が上がっている局面）での法定利率の変動の例である。第2期から第5期までの基準割合は、いずれも第1期の基準割合（0.7%）と比べて上下幅が1%未満にとどまっているため、法定利率は変動しない。他方、第6期の基準割合（1.7%）は第1期の基準割合（0.7%）と比べてプラス1%の差が生じるため、この1%を第1期の法定利率（3%）に加え、第6期の法定利率は4%に上昇することになる。第7期と第8期は、直近変動期の第6期の基準割合（1.7%）と比べて上昇幅が1%未満にとどまっているため、法定利率は変動しない。その後、図表4のように、第8期を境として逆に基準割合が下降した（銀行金利が下がった）としよう。第9期から第10期までの基準割合は、いずれも直近変動期の第6期の基準割合（1.7%）と比べて下落幅が1%未満にとどまっているため、法定利率は変動しない。他方、第11期の基準割合（0.6%）は第6期の基準割合（1.7%）と比べてマイナス1%の差（マイナス1.1%の1%未満切捨て）が生じるため、このマイナス1%を第6期の法定利率（4%）から減算し、第11期の法定利率は3%に下落することになる。

図表3 基準割合の上昇局面



(注) 縦軸は割合または利率 (%), 横軸は期である。  
(出所) 法務省資料を基に大和総研作成

図表4 基準割合の下降局面



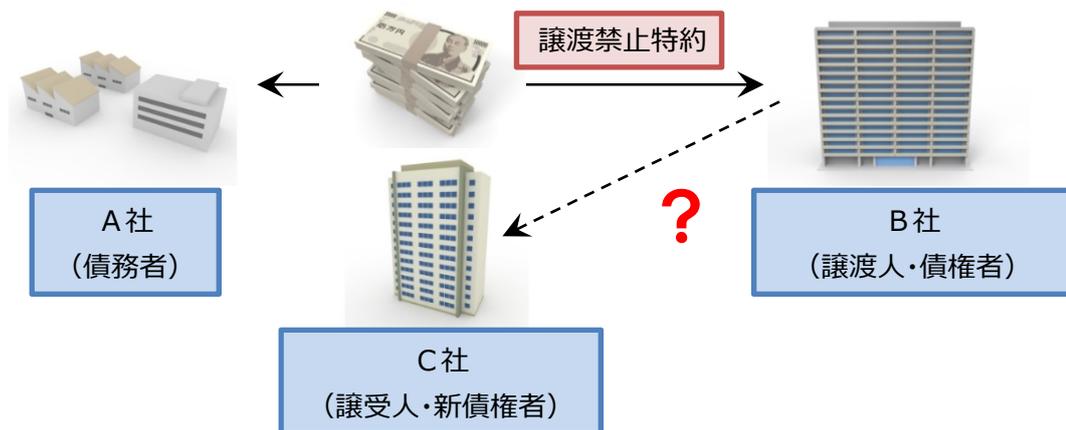
(注) 縦軸は割合または利率 (%), 横軸は期である。  
(出所) 法務省資料を基に大和総研作成

なお、変動制が導入されたとしても、原則として、1つの債権にはその債権が発生した時点での法定利率が適用され、事後的に変動することはない。例えば、利息の場合は最初に利息が発生した時点の法定利率、遅延利息の場合は遅延利息の発生時点＝貸金債務が遅滞に陥った時点（確定期限がある場合、その期限を過ぎた時点）の法定利率が適用される。事例3の場合、遅延利息が発生するのは支払期限（10月1日に契約が成立したとして、その翌年10月1日（初日不算入））の経過時点であるため、遅延利息の利率は、その時点での法定利率となる。

改正後は、法定利率が適用される場合の利息などの金額の計算がより煩雑となるだけでなく、実勢金利の動向によっては、当事者の予測を超えた利率・金額となるおそれもおそれられない。実務上は、利息や遅延損害金などの利率について、当事者間であらかじめ定めておくことがこれまで以上に重要といえるだろう。なお、契約の当事者間以外で発生した不法行為（例えば、交通事故）など、あらかじめ利率を定めておくことができない場合は常に法定利率が適用されるため、変動の影響をそのまま受けることに注意が必要である。

#### 4. 債権譲渡の見直し<sup>9</sup>～「譲渡制限特約」付きの債権も譲渡が可能に

事例4：事例1のB社は、X社に対して買掛金1,000万円の債務があり、その返済期限が近づいていた。そこで、A社に対する貸金債権をC社に譲渡して、その代金をX社への返済に充てたいと考えた。ところが、A社との間では、消費貸借契約を結ぶ際に「B社はこの貸金債権について他者に譲渡してはならない」という譲渡禁止特約を付けていた。B社はこの特約にかかわらず、貸金債権をC社に譲渡することができるか。



##### (1) 「譲渡制限特約」付きの債権も原則譲渡が可能に

「債権譲渡」とは、債権者（事例4のB社）が債務者（A社）に対して有している債権について、売買などによって債権者からその他の第三者（C社）に譲り渡すことをいう。債権を譲り受けた第三者（C社）が新たな債権者となり、債務者に債務の履行（金銭の支払いなど）を請求できる。

現行の民法では、債権の譲渡は原則自由であるが、例外的に「譲渡禁止特約」が付いている場合には、債務者が譲渡を承諾しない限り、譲渡ができないこととしている（466条）。具体的には、債権を譲り受けた第三者（C社）は、自分が新たな債権者であることを債務者（A社）に主張できず、自分に返済するよう求めることができない。また、債務者（A社）が元の債権者（B社）に対して返済をした場合、その返済は有効である。つまり、債務者（A社）との関係では債権譲渡は無効とされ、元の債権者（B社）が引き続き債権者として扱われる。債務者にとっては、債務を返済すべき相手方（債権者）が固定されるので、返済が無効になるリスクを避けられる点や、債権者に対する抗弁（反対債権での相殺など）を主張できる点などにメリットがある。

他方、債権譲渡は、返済期限の前に貸付金を現金化するための売買や、融資を受けるための担保（譲渡担保）として利用されており、近時では特に中小企業の資金調達的手段として重要な役割を果たしているという実態がある。しかし、現行では、「譲渡禁止特約」が付いている債

<sup>9</sup> なお、債権譲渡に関する見直しは、ここで取り上げたほか、債務者の抗弁の譲渡人への対抗（468条）、譲渡制限特約が付いた債権の差押え（466条の4）や相殺と譲渡の関係（469条）など、実務上重要な見直しが行われている。これらについては次回のレポートで取り上げる予定である。

権の場合、譲渡が無効とされるリスクを織り込んだ価値評価がされ、資金調達の手段としての利用がしにくいという問題があった。

改正民法では、「譲渡制限特約」が付いた債権でも、原則として債務者の承諾なしに譲渡が可能とされた（466条2項）。譲渡を妨げる特約の効力が弱くなったことから、特約の名称も、「譲渡『禁止』特約」ではなく「譲渡『制限』特約」とされている。なお、預貯金債権は原則として除外されている（466条の5）。つまり、譲渡制限特約の付いた預貯金債権の譲渡は、改正後も原則として債務者が譲渡を承諾しない限り、譲渡ができない。

譲渡制限特約があるにもかかわらず自由に譲渡できると、債務者に不利益が生じうる。そこで、次のとおり債務者を保護する規定が定められた。

- ①債権に「譲渡制限特約」が付いていることを譲受人（新債権者）が知っていたか、知らなかったがそのことに重大な過失が認められるときは、債務者は、原則として譲受人から債務の履行（お金の返済など）を求められても拒むことができる（466条3項）。また、債務者がすでに譲渡人（元の債権者）に対して債務を一部履行している場合などは、それを譲受人に主張できる。つまり元の債権者に返済した分は、新債権者に支払う必要がなくなる（免責される）。
- ②「譲渡制限特約」が付いている金銭債権が譲渡された場合、債務者はその債権の全額を債務の履行地の供託所に供託することができる（466条の2）。譲受人は、この供託された金銭の払い戻しを請求することができる。供託によって債権が消滅するので（494条）、債務者は返済の遅滞などの責任を負わなくなる。仮に譲渡人と譲受人のどちらにも権利があるかが争われても、その両者の間の問題となるので、債務者はトラブルを避けることができる。

他方、上記①の例外として、次のとおり債権の譲受人にも一定の保護規定が定められている。

- (a)債務者が債務を履行しない場合、相当の期間内に履行するよう譲受人から譲渡人に対して催告したにもかかわらず期間内に履行がないときは、譲受人は債務者に対して債務の履行を求めることができる（466条4項）。
- (b)「譲渡制限特約」が付いている金銭債権が譲渡された場合、譲渡後に譲渡人が破産したときは、譲受人（全額を譲り受けた者に限る）は、債務者にその債権の全額を供託させることができる（466条の3）。この供託の請求の後に債務者が譲渡人（破産管財人）に返済しても、譲受人に対してはその返済を主張できないため、債務者は全額を供託する必要がある。譲受人はこの供託された金銭の払い戻しを請求することができる。

実務上は、この改正により債権譲渡の利用が促進される（債権の流動性が増す）こととなると思われ、債権者にとっては資金調達がしやすくなるなどのメリットがある一方、債務者としては譲渡制限特約を付けていけば安心とはいかなくなった。想定外の第三者が債権者として履行を請求してくる可能性をあらかじめ念頭におき、社内ルールとして対応策（直ちに供託するなど）を決めておくことが必要と思われる。

## (2) 将来発生する債権（将来債権）を明文で規定

契約の時点においては未発生で将来発生する債権（将来債権）については、判例上、原則として債権が特定されている限り譲渡ができるとされてきた。将来債権の譲渡は、例えば事業会社が継続的な取引の売掛金1年分を担保にして資金調達を行うなど、社会生活上の様々な場面で利用されておりニーズは高く、明文での規定をおくことが求められてきた。

改正民法では、譲渡時に債権が現に発生していることは要しないとして、将来債権の譲渡ができることが規定された（466条の6）。判例の明文化であるため実務への影響は大きくはないと思われるが、心理的に将来債権を利用した資金調達がしやすくなるとはいえるだろう。

## 5. 改正民法の施行日と適用日（経過措置）～改正民法はいつから適用？

### (1) 施行日

改正民法は、原則として公布日（2017年6月2日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される（附則1条柱書本文）。したがって、遅くとも2020年6月1日までに施行されることになる。なお、法務省は施行日について、改正の影響を受ける企業や消費者団体などへのヒアリングを経て決定することとしており、具体的な日程はまだ示されていない。しかし、現状では、2020年4月1日の施行が有力視されている。

### (2) 適用日（経過措置）

施行された法律は、原則として施行日から適用されるが、例外的に施行日と適用日が異なる場合がある（経過措置）。今回取り上げた項目の適用関係は、それぞれ図表5のとおりとなる。

図表5 適用関係

項目	施行日以外から適用されるもの	条文
消費貸借	なし（施行日から適用される）	—
個人保証	①施行日前に結ばれた保証契約には適用されない。 ⇒現行法が適用（書面のみで契約可、貸金等債務以外の根保証は極度額の設定不要、保証人への情報提供義務なし） ②公正証書の作成は、施行日前でも可 <sup>※1</sup> 。	附則1条3号、21条
法定利率	①施行日前に生じた利息には適用されない。 ⇒現行法が適用（民事5%、商事6%） ②施行日前に生じた履行遅滞による遅延利息には適用されない。 ⇒現行法が適用（民事5%、商事6%）	附則15条1項、17条3項、整備法4条3項
債権譲渡	施行日前に債権の譲渡の原因となる法律行為がされた場合 <sup>※2</sup> 、その債権の譲渡には適用されない。 ⇒現行法が適用（譲渡禁止特約付き債権の譲渡は原則不可）	附則22条

（※1）施行日前の政令で定める日（公布日から起算して2年9ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日）から作成できる。遅くとも2020年3月1日までの間の政令で定める日から、公正証書が作成できることになる。

（※2）「債権の譲渡の原因となる法律行為」とは、債権の売買など譲渡行為そのものを差す。例えば施行日前に債権の売買契約が結ばれた場合、改正法が適用されない。譲渡の対象になる債権が施行日前に発生したものであっても、譲渡自体が施行日後にされていれば改正法が適用されるので、特に債務者は注意する必要がある。

（出所）改正民法を基に大和総研作成